

## OURS LABO設置要綱

## (設置)

第1条 呉まちなか公共空間デザイン計画（令和6年9月策定・公表予定）に基づく社会実験（以下「社会実験」という。）を実施するに当たり，市民や民間事業者，教育機関，都市再生推進法人，呉市，広島県等の多様な関係者が主体的に参画し，協働・連携して今後の公共空間の新たな使い方等を検証していくための運営団体として，OURS LABO（以下「運営団体」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 運営団体は，次の事項を所掌する。

- (1) 今後の公共空間の新たな使い方等を検証するため，中央公園8ブロック売店建物等の運営を行うなどの社会実験を行うこと
- (2) 社会実験の実施に向けて，運営等に関する意見交換を行うこと
- (3) 社会実験で得られる知見を基に，取組の効果や課題を検証すること

## (設置期間)

第3条 運営団体の設置期間は，令和7年3月31日までとする。

## (構成等)

第4条 運営団体は，呉市，呉まちなか公共空間デザイン会議の委員，教育機関，都市再生推進法人，一般から公募する市民・民間事業者等で構成する。

## (謝金の支払)

第5条 運営団体の運営に当たって，謝金は発生しない。

## (庶務)

第6条 運営団体の庶務は，都市計画課において処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

## 付 則

この要綱は，令和6年7月8日から実施する。